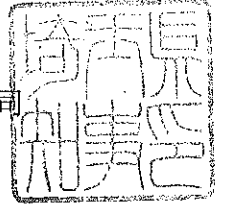


建業 第 10-17 号  
平成 20 年 5 月 22 日

(株)完山金属  
代表取締役 完山 一範 様

埼玉県知事 上田清司



解体工事業の登録について (通知)

平成 20 年 5 月 14 日 付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、下記の通り登録したので同法第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

登録番号  
登録の有効期間

埼玉県知事 (登-20) 第 452号  
平成 20 年 6 月 17 日 から 平成 25 年 6 月 16 日 まで

(注)登録の更新申請を行う場合の書類提出期限： 平成 25 年 5 月 17 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)